

令和7年10月20日（月）

午前9時～9時30分

庁議室

令和7年度 第18回庁議次第

議題

○ 報告事項

① 令和7年度国分寺市機構改革検討委員会報告書について

（政策経営課）

② 人事異動について

（職員課）

○ その他

令和7年10月20日
庁議報告資料
政策部政策経営課

令和7年度

国分寺市

機構改革検討委員会

報告書

令和7年10月

目次

I 検討の前提	1
II 検討状況	2
検討事項(1) 多様化・複雑化する市民ニーズに機動的かつ柔軟に対処することができる組織の在り方について	2
検討事項(2) 高齢福祉サービスの強化に向けた組織の在り方について	4
検討事項(3) 旧庁舎用地に整備する複合公共施設の運用強化に向けた組織の在り方について	5
III 次年度以降の検討について	6

別 紙

1. 令和7年度 機構改革による組織図及び分掌事務(案)	7
------------------------------------	---

参考資料

1. 国分寺市機構改革検討委員会設置規程	19
2. 令和7年度 国分寺市機構改革検討委員会の開催経過	20
3. 令和7年度 国分寺市機構改革検討委員会の委員名簿	21

I 検討の前提

国分寺市の将来を見据えた組織機構の在り方に関して検討するため、各部の部長の推薦及び市長の指名を受けた者を委員とする令和7年度国分寺市機構改革検討委員会を立ち上げ、市長から指示があった以下3点について検討を行った。

＜市長の検討指示＞

検討事項(1) 多様化・複雑化する市民ニーズに機動的かつ柔軟に対処することができる組織の在り方について

検討事項(2) 高齢福祉サービスの強化に向けた組織の在り方について

検討事項(3) 旧庁舎用地に整備する複合公共施設の運用強化に向けた組織の在り方について

なお、市長から、組織案にとらわれず、現場の意見も含めた活発な意見交換により検討を行うよう、申し送りがあった。

II 検討状況

検討事項(1) 多様化・複雑化する市民ニーズに機動的かつ柔軟に対処することができる組織の在り方について

【検討結果】

多様化・複雑化する市民ニーズに機動的かつ柔軟に対処できる持続可能な組織体制を構築するためには、「経営」の視点を取り入れた上で、各部署における役割と権限の明確化を図る必要がある。

このことから、より効率的で効果的な業務を遂行するためには、政策部及び総務部の中で関連性の高い部門を整理するとともに、各部署における権限を明確化する必要があり、現状の2部から3部(「(仮称)政策経営部」、「(仮称)財政法務部」、総務部)に再編することが適当である。

また、複数の部署が連携し、庁内横断的に対応していくことが強く求められている現状を踏まえ、庁内横断的に取り組む案件に対して、迅速な意思決定を図るため、案件ごとに庁内横串で組織全体にアクセスできる部署として、政策経営部に「(仮称)市長政策室総合調整担当」を新設することが適当である。

なお、本件と合わせて、市民にとって簡潔で伝わりやすい市役所組織を目指すため、部署名についても、別紙の組織案のとおり見直すことが適当である。

【検討概要】

近年の市民一人一人の価値観やライフスタイルの多様化、少子高齢化等による社会情勢の変化により、地域における課題は年々複雑化してきており、市民に求められる本市の役割はますます重要となっている。

一方で、多岐にわたる市民ニーズに対応する職員数に限界がある中においても、持続可能な自治体経営を目指していく必要がある。

このような背景を踏まえ、各部署の役割と権限を明確にするとともに、様々な市民ニーズに対して庁内横断的に対応できる組織の在り方、簡潔で伝わりやすい部署名について検討を行った。

政策部と総務部においては、企画・財政・税務・総務部門などの様々な役割を担う部署が混在していることから、政策部及び総務部の2部から、「(仮称)政策経営部」、「(仮称)財政法務部」、総務部の3部に再編することが適当であるとの結論に至った。なお、議論の過程では、執務室が異なる階に分離された場合を懸念する意見があつたことを申し添える。

また、庁内横串で組織全体にアクセスできる部署として、政策経営部に「(仮称)市長政策室総合調整担当」を設置することが適当であるとの結論に至った。

加えて、市民にとって簡潔で伝わりやすい市役所組織を目指すため、部署名の改称について議論した。その過程では、変更案が目的に即していないとの理由から現行名称の使用継続

を求めるもの(例:道路課、文化財課)、市民の認知度に対する懸念(例:GX課)、類似名称の混同のおそれ(例:文化課と文化財課)や組織名称の変更に伴うコストの抑制に対する意見があった。さらに、文化課については、文化芸術課、文化財課については、郷土歴史課又は歴史課がふさわしいという意見があったことを申し添える。その上で、別添の組織案のとおり見直すことが適当であるとの結論に至った。

検討事項(2) 高齢福祉サービスの強化に向けた組織の在り方について

【検討結果】

認知症基本法の施行に伴い、本市においても基本的施策の更なる推進や認知症施策に係る新規計画の策定、地域包括ケアシステムの深化に向けた新規事業の実施に取り組むことが求められている。これらの課題解決のため、福祉部高齢福祉課の体制の再編を図る必要がある。

高齢福祉課のうち、地域包括ケア担当と相談支援係を統合し、独立した一つの組織として、福祉部に「(仮称)地域包括ケア課」を新設することが適当である。

【検討概要】

「高齢保健福祉計画・第10期国分寺市介護保険事業計画(令和9年度～令和12年度)」の策定に向けて、介護サービスの基盤整備と既存のサービスの在り方や、介護人材の確保による担い手不足の解消に向けた取組、要介護認定におけるICT等の活用などを検討する必要がある。

また、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法(認知症基本法)」により、認知症施策推進計画を策定するよう努めなくてはならないとされた。加えて、今後の高齢化の進行に伴い、医療と介護の複合ニーズも増加することが見込まれており、その対策として、医師会等の関係者と連携した在宅医療・介護連携推進事業の構築、医療と介護、生活支援サービス等の切れ目のない連携に取り組む必要がある。

これらの課題のみならず、認知症サポート検診や在宅医療推進強化事業、災害時在宅医療提供体制強化事業、個別避難計画の策定などの新規事業を予定していることから、その役割と権限を明確にするため、現行の福祉部高齢福祉課を再編し、地域包括ケアシステムを推進する、「(仮称)地域包括ケア課」を福祉部に新設することが適当であるとの結論に至った。

なお、議論の過程で、分掌事務中に「高齢者の権利擁護に関すること。」、「高齢者の虐待防止対策に関すること。」、「高齢者成年後見制度利用支援に関すること。」の記載がされていないことを懸念する意見があったが、「権利擁護に関すること。」に含まれていることを確認した上で整理したことを申し添える。

検討事項(3) 旧庁舎用地に整備する複合公共施設の運用強化に向けた組織の在り方について

【検討結果】

旧庁舎用地利活用事業において整備される複合公共施設は、令和10年度の供用開始を予定している。

令和8年度から、当該施設に係る新規条例制定や指定管理者募集準備などの運用検討を進めなくてはならない。これらの業務について、施設整備等を主業務とする公共施設マネジメント課のみでの対応が難しいことに加え、複数の施設や機能を複合化する当該施設の運用の検討を進めていくに当たり、生涯学習の視点や世代を超えた居場所づくりなどの考え方を持つ必要がある。

これらの課題を解決するためには、検討段階から供用開始後まで継続して担当することを見据え、「(仮称)市民部」に「(仮称)複合公共施設準備室」を新設することが適当である。

【検討概要】

公共施設の老朽化に伴い、修繕や更新に多額の費用を要することが想定されており、これまで以上に中長期的な視点に立った財政運営が求められている。

持続可能なまちづくりのため、これから公共施設は、計画的な長寿命化や予防保全型の施設管理などによってライフサイクルコストの抑制に努めなくてはならない。また、施設の複合化や多機能化を図るとともに、他用途への転用も視野に入れて施設の在り方を検討していく必要がある。

旧庁舎の跡地に複合公共施設を新設する旧庁舎用地利活用事業が始動しており、その所管部署については、複合公共施設が持つ機能性や運用面を考慮すると、市民サービスコーナーやスポーツ、生涯学習など市民生活に関わる事業との関連が強く、「(仮称)市民部」との親和性が最も高いことから、市民部に「(仮称)複合公共施設準備室」を新設することが適当であるとの結論に至った。

なお、議論の過程で、複数の部を横断する事業であることから、総合的な調整を行う部署への設置が望ましいという意見や、運用面を検討するに当たっては教育委員会所管施設との十分な調整を要する旨の意見があつたことを申し添える。

III 次年度以降の検討について

今年度の機構改革検討委員会では、多様化・複雑化する市民ニーズに対処できる持続可能な行政運営を行うため、「経営」の視点を取り入れて、所管部署の再編・新設のほか、組織名称の見直しに係る検討を行った。

次年度以降についても、自治体を取り巻く社会環境や経済情勢、国や東京都による制度改正等の動向を踏まえ、市民サービスの向上と効果的で効率的な行政運営のための組織機構の在り方を、適切な時期に検討していくことが求められる。

令和7年度 機構改革による組織図及び 分掌事務(案)

※改正案の組織名称は全て仮称となります。

令和7年度 機構改革による組織図及び分掌事務（案）
検討事項1 「多様化・複雑化する市民ニーズに機動的かつ柔軟に対応することができる組織の在り方について」

1 改正後の組織案

組織規則第2条

現行（令和7年4月1日現在）			参考
部	課	係	担当
政策部	市政戦略室		まちの魅力企画担当
			広報担当
	情報管理課		情報管理担当
			文書担当
	デジタル行政推進室		デジタル行政推進担当
			システム管理担当
政策経営課			政策経営担当
			行政改革推進担当
	公共施設マネジメント課		公共施設マネジメント担当
	政策法務課		政策法務担当
財政課			広報担当
			公会計推進担当
			財政担当
総務部	秘書課		秘書担当
契約管財課	管財係		
	契約係		
		指定管理担当	
	検査係		
職員課	人事係		
		人材育成推進担当	
	厚生係		
	給与係		
防災安全課		防災担当	
		消防担当	
		防犯担当	
		防災まちづくり担当	
課税課	庶務係		
	住民税係		
	固定資産税係		
	土地担当		
納税課	納税管理係		
	収納係		
		滞納整理担当	

組織規則第2条

改正案			参考	備考
部	課	係	担当	
政策経営部	市長政策室		総合調整担当	市長公約に伴う新設
			行政経営担当	(旧)政策部政策経営課 政策経営担当
	秘書室		秘書担当	(旧)総務部秘書課
			DX・行政改革室	DX推進担当 (旧)政策部デジタル行政 推進室
	公共施設マネジメント室		システム管理担当	(旧)政策部デジタル行政 推進室
			行政改革推進担当	(旧)政策部政策経営課 行政改革推進担当
財政法務部	法務課		公共施設マネジメント担当	(旧)政策部公共施設マ ネジメント課
			広報プロモーション室	シティプロモーション 担当 (旧)政策部市政戦略室 まちの魅力企画担当
	財政課		広報担当	(旧)政策部市政戦略室
			法務担当	(旧)政策部政策法務課 政策法務担当
	課税課		広聴担当	(旧)政策部政策法務課
			財政担当	(旧)政策部
総務部	課税課		公会計推進担当	(旧)政策部
			住民税係	(旧)総務部
			諸税担当	(旧)総務部課税課庶務 係
			固定資産税係	(旧)総務部
	納税課		土地担当	(旧)総務部
			納税管理係	(旧)総務部
			収納係	(旧)総務部
			滞納整理担当	(旧)総務部
	総務課		情報管理担当	(旧)政策部情報管理課
			文書担当	(旧)政策部情報管理課
契約管財課	管財係		管財係	
			契約係	
			指定管理担当	
			検査係	
人事課	人事係		人事係	(旧)職員課
			人材開発担当	(旧)職員課人材育成推 進担当
			厚生係	(旧)職員課
			給与係	(旧)職員課
防災安全課		防災担当		
		消防担当		
		防犯担当		
		防災まちづくり担当		



令和7年度 機構改革による組織図及び分掌事務（案）
検討事項1 「多様化・複雑化する市民ニーズに機動的かつ柔軟に対応することができる組織の在り方について」

2 改正後の分掌事務

組織規則別表第1

現行(令和7年4月1日現在)			
部	課	係	分掌事務
政策部	市政戦略室		(1)市長の特命事項に関すること。 (2)まちの魅力の企画、推進及び総合調整に関すること。 (3)観光施策に関すること。 (4)ロケーションボックスに関すること。 (5)広報活動の企画、推進及び総合調整に関すること。 (6)報道機関との連絡に関すること。 (7)市報、ホームページその他の媒体を活用した広報に関すること。
	情報管理課		(1)公告式、公印の統轄並びに文書の收受及び発送に関すること。 (2)文書の指導及び審査、公文書の管理並びに行政図書の管理に関すること。 (3)議会及び行政委員会との連絡並びに議会提出議案等に関すること。 (4)事務報告書に関すること。 (5)固定資産評価審査委員会に関すること。 (6)印刷機等事務機器に関すること。 (7)市章の使用に関すること。 (8)情報公開及び個人情報の保護に関すること。 (9)基幹統計等に関すること。 (10)オーブナーの運営及び市が発行する刊行物の販売に関すること。 (11)社会保障・税番号制度に関すること。 (12)オープンデータの推進に関すること。 (13)その他情報管理制度に関すること。
	デジタル行政推進室		(1)行政のデジタル化の推進に関すること。 (2)地域情報化の企画及び推進に関すること。 (3)情報システムの企画、推進及び総合調整に関すること。 (4)行政改革に関すること(デジタル化に関することに限る。) (5)情報システムの統合及び管理の一元化並びに稼働管理に関すること。 (6)その他デジタル施策に関すること。

組織規則別表第1

改正案			
分掌事務	係	課	部
(1)まちの魅力の企画、推進及び総合調整に関すること。 (2)観光施策に関すること。 (3)ロケーションボックスに関すること。 (4)広報活動の企画、推進及び総合調整に関すること。 (5)報道機関との連絡に関すること。 (6)市報、ホームページその他の媒体を活用した広報に関すること。		広報プロモーション室	政策経営部
(1)公告式、公印の統轄並びに文書の收受及び発送に関すること。 (2)文書の指導及び審査、公文書の管理並びに行政図書の管理に関すること。 (3)議会及び行政委員会との連絡並びに議会提出議案等に関すること。 (4)事務報告書に関すること。 (5)固定資産評価審査委員会に関すること。 (6)印刷機等事務機器に関すること。 (7)市章の使用に関すること。 (8)情報公開及び個人情報の保護に関すること。 (9)基幹統計等に関すること。 (10)オーブナーの運営及び市が発行する刊行物の販売に関すること。 (11)社会保障・税番号制度に関すること。 (12)オープンデータの推進に関すること。 (13)その他情報管理制度に関すること。 (14)部内の庶務に関すること。		総務課	総務部
(1)行政のデジタル化の推進に関すること。 (2)地域情報化の企画及び推進に関すること。 (3)情報システムの企画、推進及び総合調整に関すること。 (4)情報システムの統合及び管理の一元化並びに稼働管理に関すること。 (5)その他デジタル施策に関すること。 (6)行政改革に関すること。 (7)行政評価制度の実施及び管理に関すること。 (8)総合的な事務の改善に関すること。		DX・行政改革室	政策経営部



政策部	政策経営課	<ul style="list-style-type: none"> (1)長期総合計画の調整及び進行管理に関する事。 (2)市政の基本的な施策の企画及び立案に関する事。 (3)政策に係る総合調整に関する事。 (4)行政組織機構及び職制に関する事。 (5)行政主要施策の進行管理に関する事。 (6)自治基本条例に関する事。 (7)庁議及び部課長会議に関する事。 (8)採択された陳情及び請願の処理経過及び結果に関する事。 (9)行政改革に関する事(デジタル化に関する事を除く。)。 (10)総合的な事務の改善に関する事。 (11)行政評価制度の実施及び管理に関する事。 (12)広域連携に関する事。 (13)公民連携に関する事。 (14)東京市町村総合事務組合に関する事。 (15)総合教育会議に関する事。 (16)部相互に関連する事務で主管部課を決定し得ないものに関する事。 (17)部内の庶務に関する事。 	市長政策室	政策経営部
	公共施設マネジメント課	<ul style="list-style-type: none"> (1)公共施設等のファシリティマネジメントに関する事。 (2)公共建築物の設計工事に関する事。 (3)包括施設管理に関する事。 (4)旧庁舎用地の利活用に関する事。 (5)旧庁舎用地の複合公共施設の運用等検討に関する事。 	公共施設マネジメント室	
	政策法務課	<ul style="list-style-type: none"> (1)条例、規則、訓令その他例規の指導及び審査に関する事。 (2)行政運営に係る法務相談に関する事。 (3)行政不服審査及び訴訟に関する事。 (4)行政手続法及び行政手続条例の審査基準等に関する事。 (5)例規集等の編さんに関する事。 (6)市長等及び議員の資産公開その他政治倫理条例に関する事。 (7)広聴活動の企画、推進及び総合調整に関する事。 (8)「市長への手紙・ファックス・メール」に関する事。 (9)オンブズパーソンに関する事。 (10)公益通報者保護に関する事。 (11)市民相談に関する事。 	法務課	財政法務部
	財政課	<ul style="list-style-type: none"> (1)予算の編成、収入通知及び配当に関する事。 (2)資金の調達及び収支の調整に関する事。 (3)地方交付税及び市債に関する事。 (4)寄附金等の受領に関する事。 (5)財政計画及び財政公表に関する事。 (6)財政統計に関する事。 (7)競走事業に関する事。 (8)各種団体に対する補助金の調整に関する事。 (9)その他市の財政に関する事。 	財政課	

総務部	秘書課		(1)秘書交際及び涉外に関すること。 (2)市長会に関すること。 (3)儀式及び褒章に関すること。 (4)市長の特命事項に関すること。	(1)秘書交際及び涉外に関すること。 (2)市長会に関すること。 (3)儀式及び褒章に関すること。 (4)市長の特命事項に関すること。		秘書室	政策経営部
総務部	契約管財課	管財係	(1)行政区域に関すること。 (2)庁舎等の管理に関すること。 (3)公有財産の取得(土地に関するものを除く。)、管理及び処分に関すること。 (4)市営住宅に関すること。 (5)車両の集中管理に関すること。 (6)不用品の処分に関すること。 (7)庁内放送に関すること。	(1)行政区域に関すること。 (2)庁舎等の管理に関すること。 (3)公有財産の取得(土地に関するものを除く。)、管理及び処分に関すること。 (4)市営住宅に関すること。 (5)車両の集中管理に関すること。 (6)不用品の処分に関すること。 (7)庁内放送に関すること。	管財係	契約管財課	総務部
		契約係	(1)工事(営繕)請負契約に関すること。 (2)物品の購入及び借上げ並びに修繕の契約に関すること。 (3)委託契約に関すること。 (4)指定管理者制度に関すること。 (5)指定管理者候補者の選定及び指定管理者の評価に関すること。 (6)部内及び課内の庶務に関すること。	(1)工事(営繕)請負契約に関すること。 (2)物品の購入及び借上げ並びに修繕の契約に関すること。 (3)委託契約に関すること。 (4)指定管理者制度に関すること。 (5)指定管理者候補者の選定及び指定管理者の評価に関すること。 (6)課内の庶務に関すること。	契約係		
		検査係	(1)工事(営繕)請負及び修繕の契約に係る検査に関すること。	(1)工事(営繕)請負及び修繕の契約に係る検査に関すること。	検査係		
職員課	人事係		(1)職員の定数及び配置に関すること。 (2)職員の採用、任免、進退、賞罰及び服務に関すること。 (3)各種委員等の任免、報酬及び費用弁償に関すること。 (4)職員の人事評価に関すること。 (5)職員研修の計画策定及び実施に関すること。 (6)職員団体に関すること。 (7)課内の庶務に関すること。	(1)職員の定数及び配置に関すること。 (2)職員の採用、任免、進退、賞罰及び服務に関すること。 (3)各種委員等の任免、報酬及び費用弁償に関すること。 (4)職員の人事評価に関すること。 (5)職員研修の計画策定及び実施に関すること。 (6)職員団体に関すること。 (7)課内の庶務に関すること。	人事係	人事課	
		厚生係	(1)職員の健康管理に関すること。 (2)職員共済組合に関すること。 (3)職員互助会との連絡調整に関すること。 (4)その他職員の福利厚生に関すること。	(1)職員の健康管理に関すること。 (2)職員共済組合に関すること。 (3)職員互助会との連絡調整に関すること。 (4)その他職員の福利厚生に関すること。	厚生係		
		給与係	職員の給与、諸手当及び旅費に関すること。	職員の給与、諸手当及び旅費に関すること。	給与係		



総務部	課税課	庶務係	(1)税務条例、規則その他税制に関すること。 (2)脱税の取締りに関すること。 (3)税務統計及び諸報告に関すること。 (4)軽自動車税及び市たばこ税の賦課に関すること。 (5)諸税の減免及び相談に関すること。 (6)税務諸証明に関する事(納税証明を除く)。 (7)課内の庶務に関すること。	住民税係	課税課	財政法務部
			(1)市民税等の賦課に関する事。			
			(2)市民税等の課税台帳の整備保管に関する事。			
			(3)市民税等の減免及び相談に関する事。			
			(4)市民税に係る税務統計及び諸統計に関する事。			
			(1)固定資産税及び都市計画税の賦課に関する事。			
			(2)土地課税台帳、家屋課税台帳、家屋補充課税台帳、土地名寄せ帳等の整備保管に関する事。			
		固定資産税係	(3)土地及び家屋の異動整理に関する事。			
			(4)固定資産の評価に関する事。			
			(5)償却資産の価格の決定に関する事。			
			(6)固定資産税の減免及び相談に関する事。			
			(7)固定資産税に係る税務統計及び諸統計に関する事。			
		納税課	(1)市税の徴収簿及び滞納整理簿の管理に関する事。	納税管理係	納税課	財政法務部
			(2)市税の欠損処分に関する事。			
			(3)市税の消込み及び過誤納金の整理に関する事。			
			(4)納税の啓発に関する事。			
			(5)納税証明書に関する事。			
			(6)課内の庶務に関する事。			
		収納係	(1)市税の徴収に関する事。	収納係		
			(2)市税の督促に関する事。			
			(3)市税徴収金の嘱託及び受託に関する事。			
			(4)市税の徴収猶予、換価の猶予及び滞納処分の停止並びに延滞金の減免に関する事。			
			(5)市税の滞納処分に関する事。			

組織規則別表第2

現行(令和7年8月1日現在)	
職名	分掌事務
公共施設マネジメント担当部長(政策部に設置)	(1)公共施設等のファシリティマネジメントに関する事。 (2)公共建築物の設計工事に関する事。 (3)包括施設管理に関する事。 (4)旧庁舎用地の利活用に関する事。 (5)旧庁舎用地の複合公共施設の運用等検討に関する事。
政策部 増合公共施設担当課長(公共施設マネジメント担当部長の下に設置)	旧庁舎用地の複合公共施設の運用等検討に関する事。
政策部政策法務担当課長	(1)行政運営に係る法務相談に関する事。 (2)訴訟に関する事。 (3)総合的な広聴事務等に係る法務対応に関する事。 (4)その他政策法務に関する事。

組織規則別表第2

改正案	
分掌事務	職名
(1)行政運営に係る法務相談に関する事。 (2)訴訟に関する事。 (3)総合的な広聴事務等に係る法務対応に関する事。 (4)その他政策法務に関する事。	財政法務部法務担当課長

令和7年度 機構改革による組織図及び分掌事務（案）
検討事項1 その他「市民に分かりやすく伝わりやすい市役所組織への名称変更について」

1 改正後の組織案

組織規則第2条（検討事項の政策部・総務部・福祉部高齢福祉課を除く）

現行（令和7年4月1日現在）			参考
部	課	係	担当
市民生活部	市民課	庶務係	
		窓口係	
			窓口サービス担当
		サービスコーナー係	
			サービスコーナー担当
		記録係	
	経済課	経済振興係	
			消費生活・就労支援担当
		農業振興係	
			協働・コミュニティ担当
健康部	協働コミュニティ課		文化振興担当
			人権平和担当
			スポーツ振興課
	地域共生推進課		スポーツ振興担当
			地域共生推進担当
			重層的支援体制整備担当
	健康推進課		指導調整担当
		健康推進係	
			健康推進担当
		予防係	
			事業推進係

組織規則第2条（検討事項の政策部・総務部・福祉部高齢福祉課を除く）

改正案			
部	課	係	担当
市民部	市民課	庶務係	
		窓口係	
			窓口サービス担当
		サービスコーナー係	
			サービスコーナー担当
		記録係	
	経済課	経済振興係	
			消費生活・就労支援担当
		農業振興係	
			協働・コミュニティ担当
健康部	文化課		文化振興担当
			人権平和課
			スポーツ課
	地域共生課		スポーツ振興担当
			地域共生推進担当
			重層的支援体制整備担当
	健康課		指導調整担当
		健康推進係	
			健康推進担当
		予防係	
			事業推進係





子ども家庭部	
まちづくり部	<u>子ども子育て支援課</u>
	手当助成係
	児童館・学童保育係
	いづみ児童館
本多児童館	
駅周辺整備課	まちづくり計画課
	計画担当
	環境経営課
	環境経営担当
	まちづくり推進課
	まちづくり推進担当
建築指導課	開発事業担当
	住宅対策担当
	駅周辺整備課
建設環境部	駅周辺整備課
	駅周辺整備担当
	建築指導課
建設事業課	管理担当
	審査担当
	指導・監察担当
建設環境部	建設事業課
	用地担当
	事業計画担当
	設計工事担当
	交通対策課
	交通対策担当
緑と公園課	地域バス等担当
	公園緑地係
環境対策課	公園緑地担当
	庶務係
	収集係
	清掃施設係
環境対策係	
ごみ減量推進課	
ごみ減量推進係	

子ども家庭部	
都市企画部	<u>子ども子育て支援課</u>
	手当助成係
	児童館・学童保育係
	いづみ児童館
本多児童館	
駅周辺整備課	都市計画課
	計画担当
	ゼロカーボン課
	環境経営担当
	都市づくり課
	まちづくり推進担当
建築指導課	開発事業担当
	住宅対策担当
	駅周辺整備課
建設環境部	駅周辺整備課
	駅周辺整備担当
	建築指導課
道路建設課	管理担当
	審査担当
	指導・監察担当
建設環境部	道路建設課
	用地担当
	事業計画担当
	設計工事担当
	交通課
	交通対策担当
公園緑地課	地域バス等担当
	公園緑地係
環境課	公園緑地担当
	庶務係
	収集係
	清掃施設係
環境対策係	
ごみ減量課	
ごみ減量推進係	

2 改正後の分掌事務

組織規則別表第2

現行（令和7年4月1日現在）	
職名	分掌事務
まちづくり部西国分寺駅等周辺まちづくり担当課長	(1)西国分寺駅周辺まちづくりの推進に関すること。 (2)恋ヶ窪駅周辺まちづくりの推進に関すること。 (3)その他まちづくりの総合調整に関すること。

組織規則別表第2

改正案	
分掌事務	職名
(1)西国分寺駅周辺まちづくりの推進に関すること。	都市企画部西国分寺駅等周辺担当課長
(2)恋ヶ窪駅周辺まちづくりの推進に関すること。	
(3)その他まちづくりの総合調整に関すること。	



令和7年度 機構改革による組織図及び分掌事務（案）
検討事項2 「高齢福祉サービスの強化に向けた組織の在り方について」

1 改正後の組織案

組織規則第2条

現行（令和7年4月1日現在）			参考
部	課	係	担当
福祉部	高齢福祉課	計画・事業推進係	
		事業推進担当	
		介護保険係	
		介護保険担当	
		相談支援係	
		地域包括ケア係	
		地域包括ケア担当	



改正案			参考	備考
部	課	係	担当	
福祉部	高齢福祉課	計画係		(旧)計画・事業推進係／事業推進担当／相談支援係
		介護給付係		
		介護認定・保険料係		(旧)介護保険係／介護保険担当
		地域包括ケア課	計画調整担当	(旧)高齢福祉課相談支援係／地域包括ケア担当
			地域包括ケア担当	(旧)高齢福祉課相談支援係／地域包括ケア担当
			相談支援担当	(旧)高齢福祉課相談支援係／地域包括ケア担当

令和7年度 機構改革による組織図及び分掌事務（案）
検討事項2 「高齢福祉サービスの強化に向けた組織の在り方について」

2 改正後の分掌事務
組織規則別表第1

現行（令和7年4月1日現在）				改正案			
部	課	係	分掌事務	分掌事務	係	課（室）	部
福祉部	高齢福祉課	計画・事業推進 計画係	<p>(1)高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画に関すること。</p> <p>(2)高齢者福祉施設の整備計画及び整備に関すること。</p> <p>(3)介護保険運営協議会に関すること。</p> <p>(4)介護老人保健施設すこやかの管理運営に関すること。</p> <p>(5)老人福祉法による措置に関すること。</p> <p>(6)高齢福祉の増進に関すること。</p> <p>(7)敬老記念事業に関すること。</p> <p>(8)高齢者生きがい推進事業に関すること。</p> <p>(9)老人クラブ及び老人クラブ連合会との連絡調整に関すること。</p> <p>(10)生きがいセンターの管理運営に関すること。</p> <p>(11)地域生きがい交流事業に関すること。</p> <p>(12)課内の庶務に関すること。</p>	<p>(1)高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画に関すること。</p> <p>(2)高齢者福祉施設の整備計画及び整備に関すること。</p> <p>(3)介護保険運営協議会に関すること。</p> <p>(4)介護老人保健施設すこやかの管理運営に関すること。</p> <p>(5)老人福祉法による措置に関すること。</p> <p>(6)高齢福祉の増進に関すること。</p> <p>(7)敬老記念事業に関すること。</p> <p>(8)高齢者生きがい推進事業に関すること。</p> <p>(9)老人クラブ及び老人クラブ連合会との連絡調整に関すること。</p> <p>(10)生きがいセンターの管理運営に関すること。</p> <p>(11)地域生きがい交流事業に関すること。</p> <p>(12)課内の庶務に関すること。</p> <p>(13)高齢者住宅に関すること。</p>	計画係	高齢福祉課	福祉部
		介護保険係	<p>(1)介護認定審査会に関すること。</p> <p>(2)介護保険給付対象サービス費の自己負担割合に関すること。</p> <p>(3)被保険者の資格管理に関すること。</p> <p>(4)介護保険料の賦課及び徴収に関すること。</p> <p>(5)介護保険の給付管理に関すること。</p> <p>(6)介護保険の広報に関すること。</p> <p>(7)利用者負担軽減に関すること。</p> <p>(8)介護保険の苦情に関すること。</p> <p>(9)介護保険事務処理等システムの調整に関すること。</p> <p>(10)介護保険サービス等の指定に関すること。</p> <p>(11)介護予防・日常生活支援総合事業に関すること(介護予防・生活支援サービス事業の費用の額の算定及び事業者の指定に関するに限る。)。</p>	<p>(1)介護認定審査会に関すること。</p> <p>(2)介護保険給付対象サービス費の自己負担割合に関すること。</p> <p>(3)被保険者の資格管理に関すること。</p> <p>(4)介護保険料の賦課及び徴収に関すること。</p> <p>(1)介護保険の給付管理に関すること。</p> <p>(2)介護保険の広報に関すること。</p> <p>(3)利用者負担軽減に関すること。</p> <p>(4)介護保険の苦情に関すること。</p> <p>(5)介護保険事務処理等システムの調整に関すること。</p> <p>(6)介護保険サービス等の指定に関すること。</p> <p>(7)介護予防・日常生活支援総合事業に関すること(介護予防・生活支援サービス事業の費用の額の算定及び事業者の指定に関するに限る。)。</p> <p>(8)介護保険事業者連絡会に関すること。</p>	介護認定・保険料係 介護給付係		



福祉部	高齢福祉課	相談支援係	<p>(1)地域包括支援センター運営協議会に関すること。</p> <p>(2)地域包括支援センターに関すること。</p> <p>(3)高齢者相談に関すること。</p> <p>(4)高齢者の権利擁護に関すること。</p> <p>(5)高齢者の虐待防止対策に関すること。</p> <p>(6)高齢者成年後見制度利用支援に関すること。</p> <p>(7)介護保険事業者連絡会に関すること。</p> <p>(8)ケアマネジャー等への支援に関すること。</p> <p>(9)介護予防・日常生活支援総合事業に関すること(介護予防・生活支援サービス事業の費用の額の算定及び事業者の指定に関することを除く。)。</p> <p>(10)高齢者住宅に関すること。</p> <p>(11)認知症対策に関すること。</p> <p>(12)在宅医療・介護連携の推進に関すること。</p> <p>(13)生活支援サービスの体制整備に関すること。</p> <p>(14)その他地域包括ケアの推進に関すること。</p>	<p>(11)地域包括支援センター運営協議会に関すること。</p> <p>(1)地域包括支援センターに関すること。</p> <p>(2)総合相談に関すること。</p> <p>(3)権利擁護に関すること。</p> <p>(4)ケアマネジャー等への支援に関すること。</p> <p>(5)介護予防・日常生活支援総合事業に関すること(介護予防・生活支援サービス事業の費用の額の算定及び事業者の指定に関することを除く。)。</p> <p>(7)認知症施策に関すること。</p> <p>(8)在宅医療・介護連携の推進に関すること。</p> <p>(6)生活支援サービスの体制整備に関すること。</p> <p>(12)その他地域包括ケア推進の総合調整に関すること。</p> <p>(9)一般介護予防施策に関すること。</p> <p>(10)認知症施策推進計画に関すること。</p> <p>(13)課内の庶務に関すること。</p>	地域包括ケア課	福祉部
-----	-------	-------	--	--	---------	-----

組織規則別表第2

現行（令和7年4月1日現在）	
職名	分掌事務
福祉部地域包括ケア担当課長	<p>(1)地域包括支援センターに関すること。</p> <p>(2)認知症対策に関すること。</p> <p>(3)在宅医療・介護連携の推進に関すること。</p> <p>(4)生活支援サービスの体制整備に関すること。</p> <p>(5)その他地域包括ケアの推進に関すること。</p>

改正案	
分掌事務	職名

令和7年度 機構改革による組織図及び分掌事務（案）
検討事項3 「旧庁舎用地に整備する複合公共施設の運用強化に向けた組織の在り方について」

1 改正後の組織案

組織規則第2条

現行（令和7年4月1日現在）			参考
部	課	係	担当
政策部	公共施設マネジメント課		公共施設マネジメント担当



改正案			参考	備考
部	課	係	担当	
政策経営部	公共施設マネジメント室		公共施設マネジメント担当	(旧)政策部公共施設マネジメント課
市民部	複合公共施設準備室		複合公共施設準備担当	

2 改正後の分掌事務

組織規則別表第1

現行（令和7年8月1日現在）			
部	課	係	分掌事務
政策部	公共施設マネジメント課		(1)公共施設等のファシリティマネジメントに関すること。 (2)公共建築物の設計工事に関すること。 (3)包括施設管理に関すること。 (4)旧庁舎用地の利活用に関すること。 (5)旧庁舎用地の複合公共施設の運用等検討に関すること。



改正案			
分掌事務	係	課（室）	部
(1)公共施設等のファシリティマネジメントに関すること。		公共施設マネジメント室	政策経営部
(2)公共建築物の設計工事に関すること。			
(3)包括施設管理に関すること。			
(4)旧庁舎用地の利活用に関すること。			
(1)旧庁舎用地の複合公共施設の運用等検討に関すること。		複合公共施設準備室	市民部

組織規則別表第2

現行（令和7年8月1日現在）	
職名	分掌事務
公共施設マネジメント担当部長（政策部に設置）	(1)公共施設等のファシリティマネジメントに関すること。 (2)公共建築物の設計工事に関すること。 (3)包括施設管理に関すること。 (4)旧庁舎用地の利活用に関すること。 (5)旧庁舎用地の複合公共施設の運用等検討に関すること。
政策部複合公共施設担当課長（公共施設マネジメント担当部長の下に設置）	旧庁舎用地の複合公共施設の運用等検討に関すること。



改正案	
分掌事務	職名

○国分寺市機構改革検討委員会設置規程

平成15年7月14日
訓令第9号

(設置)

第1条 国分寺市の将来を見据えた組織機構のあり方に関して検討するため、国分寺市機構改革検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、次に掲げる視点から組織機構について検討し、その結果を市長に報告する。

- (1) 各組織への大幅な分権と分権後の計画的行政経営に関する視点
- (2) 新しい時代の市民サービスに対応した簡素で柔軟性のある組織体制に関する視点
- (3) 少子高齢化の進展と市税等の減収に十分に対応できる職員数による組織体制に関する視点

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる13人以内の職員(以下「委員」という。)をもって組織し、市長が任命し、又は委嘱する。

- (1) 各部の部長(担当部長を除く。以下同じ。)から推薦された職員(以下「部の代表委員」という。) 9人以内
- (2) その他の職員 4人以内

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する報告をもって終了する。

(運営)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、市長が委員の中から指名する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 部の代表委員は、部内での検討において提案のあった意見を委員会での検討に反映させるよう努めるとともに、委員会での検討状況を部長に報告する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長は、会議の議長となる。

2 部の代表委員が会議に出席できないときは、部長は、あらかじめ指名した職員を会議に出席させなければならない。

(意見の聴取等)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、政策部政策経営課において処理する。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか委員会の運営について必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成15年7月15日から施行する。

附 則

この訓令は、平成15年7月15日から施行する。

附 則(平成19年訓令第13号)

この訓令は、平成19年5月1日から施行する。

附 則(平成20年訓令第8号)

この訓令は、平成20年5月1日から施行する。

附 則(平成29年訓令第13号)

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則(平成30年訓令第11号)

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

令和7年度 国分寺市機構改革検討委員会の開催経過

回数	日程	内容
第1回	9月18日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・検討事項(1)多様化・複雑化する市民ニーズに機動的かつ柔軟に対処することができる組織の在り方について ・検討事項(2)高齢福祉サービスの強化に向けた組織の在り方について ・検討事項(3)旧庁舎用地に整備する複合公共施設の運用強化に向けた組織の在り方について
第2回	10月2日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・検討事項(1)多様化・複雑化する市民ニーズに機動的かつ柔軟に対処することができる組織の在り方について ・検討事項(2)高齢福祉サービスの強化に向けた組織の在り方について ・検討事項(3)旧庁舎用地に整備する複合公共施設の運用強化に向けた組織の在り方について
第3回	10月7日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・令和7年度国分寺市機構改革検討委員会報告書(案)について

令和7年度 国分寺市機構改革検討委員会の委員名簿

令和7年10月現在

	氏名	所属	備考
1	芹沢 陽子	政策部市政戦略室広報担当係長	政策部推薦委員
2	小泉 宏文	総務部契約管財課契約係長	総務部推薦委員
3	長船 智子	市民生活部市民課庶務係長	市民生活部推薦委員
4	飯島 雅裕	健康部保険年金課情報連携担当係長	健康部推薦委員
5	寒河江 美千代	福祉部高齢福祉課事業推進担当係長	福祉部推薦委員
6	児玉 宏作	子ども家庭部保育幼稚園課給付管理係長	子ども家庭部推薦委員
7	吉沢 浩二	まちづくり部まちづくり推進課住宅対策担当係長	まちづくり部推薦委員
8	野中 勝義	建設環境部道路管理課特定財産係長	建設環境部推薦委員
9	中島 健太郎	教育部教育総務課庶務係長	教育部推薦委員
10	◎ 宮本 学	◎ 総務部長	その他市長の指名する委員
11	○ 玉井 理加	○ 福祉部長	その他市長の指名する委員
12	高木 央子	政策部政策法務課政策法務担当係長	その他市長の指名する委員

◎…委員長 ○…副委員長

令和 7 年 10 月 20 日

各 部 長 殿

国 分 寺 市 長 丸 山 哲 平

人事異動について

標記の件について、次のとおり人事異動を内示し、あわせて通知します。

記

1 発令年月日 令和 7 年 11 月 1 日

2 異動対象者 別紙「異動者一覧表」等のとおり

3 異動規模
主任職 2 名（新規採用職員 1 名）
一般職員 1 名（新規採用職員 1 名）
合計 3 名

4 その他の
(1) 分任出納員の任命依頼について、10月24日(金)
午後5時までに職員課人事係へ報告してください。
(2) 人事異動に伴い、職員証明書等の発行が必要な場合は、「職員証明書等交付願」を職員課人事係に提出してください。また、不要になった職員証明書等は、必ず返却してください。
(3) 新規採用職員の配属については、11月5日(水)に行います。